

平成 21 年 6 月 10 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執行役社長 林 朝 則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 I R・広報部 高 中 直 幸
(T E L. 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

米国大統領、船井デジタルテレビ特許に関する ITC 決定を承認 －VIZIO 社などが米国でデジタルテレビを販売することを禁止－

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下当社）は、VIZIO 社等 11 社が当社所有のデジタルテレビ特許を侵害していると認定した米国国際貿易委員会（ITC）の決定が、オバマ大統領（以下、大統領）により承認されましたことをお知らせします。

平成 21 年 4 月 10 日、ITC は、VIZIO 社等が当社所有のデジタルテレビ特許を侵害している旨の決定を下しました。米国関税法は、この ITC の決定から昨日（6 月 9 日）までの最長 60 日間、大統領が ITC の決定を確認するための期間を設けておりましたが、大統領からの異議はなく、この確認期間は昨日で終了しました。これにより、大統領は ITC の排除命令を承認したことになり、ITC の排除命令が確定しましたので、以下の企業は特許侵害と認定されたデジタルテレビを米国へ輸入すること及び米国で販売することを禁止されました。

Vizio, Inc. (前V. Inc.) (米国)
AmTRAN Technology Co., Ltd (台湾)
Proview International Holdings, Ltd. (香港)
Proview Technology (Shenzhen) Co., Ltd. (中国)
Proview Technology, Inc. (米国)
TPV Technology, Ltd. (香港)
TPV International (USA), Inc. (米国)
Top Victory Electronics (Taiwan) Co., Ltd (台湾)
Envision Peripherals, Inc. (米国)
Syntax-Brilliant Corporation (米国)
Taiwan Kolin Co., Ltd (台湾)

ITC 決定の対象となっているデジタルテレビには、VIZIO、Proview、AOC、Ölevia、Envision 等のブランドが含まれております。

プレスリリース記載の情報は、発表日現在の情報です。予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

以上